

平成二十五年十一月十五日受領
答 弁 第 五 二 号

内閣衆質一八五第五二号

平成二十五年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出警視庁が作成した国際テロの捜査情報が流出した件に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出警視庁が作成した国際テロの捜査情報が流出した件に関する質問に対する

答弁書

一、二、四及び五について

平成二十二年十月に警察において認知した、国際テロリズム対策に係るデータがインターネット上に掲出された事案（以下「本件事案」という。）においてインターネット上に掲出された事案（以下「本件事案」という。）においてインターネット上に掲出された百十四件のデータ（以下「本件データ」という。）については、これまでの捜査及び調査の結果、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められるが、本件データとファイル形式等が同一である警察が保有するデータは確認されていない。

本件事案において本件データとファイル形式等が同一である警察が保有するデータが確認されたことを前提とするお尋ねについては、お答えを差し控えたい。

三について

本件事案については、偽計業務妨害罪の公訴時効の期間は経過したものの、時効の停止事由が存する可能性も否定できないことから、警察において今後も必要な捜査を継続することとしている。